

In brief

The latest news in financial reporting



No. US2015-36
November 18, 2015

要点

FASBは新減損基準の発効日を決定し、また不良債権のリストラクチャリングおよび売却可能有価証券の信用損失モデルというその他の2つの論点について決定しました。

FASBが提案されている減損基準の発効日を最終化

最新の動向

米国財務会計基準審議会(FASB)は、2015年11月11日に、提案されている新たな減損基準の発効日に関して議論を行いました。この減損基準は来年の早い時期の公表が見込まれており、以下に適用されることになります。

- 米国証券取引委員会(SEC)の提出企業の定義を満たす公開企業(Public business entities:PBE) – 2018年12月15日より後に開始する事業年度および当該事業年度に属する期中報告期間
- SEC提出企業の定義を満たさないPBE – 2019年12月15日より後に開始する事業年度および当該事業年度に属する期中報告期間
- PBEでない企業(一定の非営利企業および従業員給付制度を含む) – 2019年12月15日より後に開始する事業年度および2020年12月15日より後に開始する事業年度に属する期中報告期間

本基準の早期適用は、2018年12月15日より後に開始する事業年度および当該事業年度に属する期中報告期間より認められます。

その他の規定

FASBは同会議において、債権者による不良債権のリストラクチャリング(TDR)の会計処理および売却可能(AFS)有価証券の信用損失モデルの一側面という2つの論点について議論を行いました。

不良債権のリストラクチャリング

この減損基準は、償却原価で測定される金融資産に現在予想信用損失(CECL)モデルを適用することを要求しています。FASBは、TDRの信用損失をその他の償却原価で測定される金融資産に適用するのと同じCECLモデルを用いて、測定しなければならないことを決定しました。これは、現行の米国会計基準(US GAAP)におけるモデル、および特定の状況下で割引キャッシュ・フロー・アプローチを用いることを要求していたこれまでの提案からの変更となります。

この変更は、提案されていたモデルからの重要な変更であり、FASBが対外的なレビュープロセスにおいて受け取ったフィードバックに対応したものです。

売却可能有価証券

FASBは審議を行い、以下を決定しました。

- 公正価値フロアは売却可能負債証券の信用損失モデルに組み込まれる。特に売却可能負債証券の信用損失は、償却原価と公正価値の差額に限定される。
- 現行のガイダンスと整合的に、公正価値が償却原価ベースと同じかそれを上回るまで回復する前に売却可能負債証券を売却することが要求される可能性の方が高い(more likely than not)場合、当該売却可能負債証券は公正価値まで評価減される。
- ヒストリカル・ボラティリティまたはインプライド・ボラティリティは、信用損失が存在しているかどうかを評価する際に考慮しなければならない必須の要因ではないが、企業がその考慮を禁止されるものでもない。

なぜ重要か

基準案が現行のUS GAAPにおける「発生損失 (incurred loss)」の概念から変更されたことを考えれば、基準案の範囲に含まれる金融資産ポートフォリオを有する企業は、信用引当金を増やさなければならない可能性が高くなります。基準案では、新モデルを適用するためにシステムとプロセスの変更が要求される可能性が高く、また適用までにかかなり多くの時間が必要になるかもしれません。特に企業は、長期にわたり損失を見積もるためのインフラを開発する必要があるでしょう。

最終基準は2016年の早い時期の公表が見込まれており、SEC提出企業にとってはこの新ガイダンスに基づく財務報告の開始まで3年しかありません。このたび発効日に関する不確実性が解消されたことで、財務諸表作成者は秩序だった円滑な移行のための計画の策定を開始することができます。

次のステップ

減損について議論する次のFASB会議は2015年11月23日に予定されており、最終基準は2016年第1四半期に公表される見込みです。